

コンビニ納付などが可能に 町税の納付が便利になりました

町税の納付方法について、令和5年4月以降に発行する納付書から下記による納付ができるようになりました。

- 対象町税：町道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
※上記以外の町税については、従来通りとなります

納付書が変わります

今年度からコンビニ納付やスマホ納付などに対応するため、バーコードとQRコードが印字されます。

なお、期数分の納付書がつづられていない状態で送付されます。



1. コンビニ納付

納付書をコンビニのレジに直接お持ちいただき、現金でお支払いください。

町内外問わず、全国の下記コンビニで納付可能です。

※クレジットカードや電子マネーでのお支払いはできません

【納付できるコンビニ】

- ・セイコーマート ・セブン-イレブン ・ローソン ・ローソンストア100
- ・ハセガワストア ・ファミリーマート・くらしハウス ・ハマナスクラブ
- ・スリーエイト ・生活彩家 ・タイエー ・デイリーヤマザキ ・ポプラ
- ・ミニストップ ・ヤマザキデイリーストア ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ニューヤマザキデイリーストア ・MMK 設置店

2. スマホ納付

納付書に印字されているバーコードをスマートフォンで読み取ることで納付ができます。事前に各サービスの専用アプリをインストールする必要があります。利用方法等は、各社ホームページをご確認ください。

【納付に利用できるスマートフォンアプリ】

- ・PayPay 請求書払い ・LINE Pay 請求書支払い ・支払秘書
- ・J-coin 請求書払い ・d払い 請求書払い ・auPAY（請求書支払い）

コンビニ納付・スマホ納付では、次の納付書は取り扱いができません

- ・バーコードが印字されていないもの ・納付書1枚につき30万円を超えているもの
- ・納付書の破損や汚れによりバーコードを読み取ることができないもの
- ・納付書に印字されている金額を訂正したもの